

# 広島県教育委員会会議録

平成31年3月27日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成31年3月27日（水） 13：00開会  
13：54閉会

## 1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	畦地	博之
管理部長	池田	克輝
教育部長	諸藤	孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田	肇
参与	北川	千幸
理事	榊原	恒雄
総務課長	大内	貞夫
秘書広報室長	山崎	真紀
教職員課長	山田	哲也
文化財課	白井	比佐雄
学校経営支援課長	山本	聖典
義務教育指導課長	中谷	一志

## 教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	第3号議案 広島県天然記念物の指定の解除について	3
日程第4	第4号議案 平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	4
日程第5	第2号議案 教職員人事について	4

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。  
会議録署名者として、細川委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。  
細川委員： 第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第4号議案は、委員の任命に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。  
平川教育長： ほかに御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。  
第2号議案の教職員人事について、第4号議案の平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
したがって、本日の議題は、第2号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

#### **第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について**

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について審議いたしますが、改正する規則が複数ありますので、第1号議案の1と2に分けて説明させていただきます。

それでは、第1号議案の1について、大内総務課長、説明をお願いいたします。

大内総務課長： それでは、第1号議案の1につきまして御説明申し上げます。

改正する規則は、広島県立高等学校等管理規則でございます。この度の一部改正は、「1 提案の要旨」に記載しておりますとおり、3月13日の教育委員会会議において、新たに設置することを承認された職につきまして、名称を変更しようとするものでございます。

審議の際に委員から頂いた意見につきまして検討いたしました結果、県立学校の既存の他の職と混同するおそれのある名称を使用すべきではないとの結論に至りましたので、名称を変更することについて、改めて御提案をさせていただきます。

新たな名称は、「2 改正内容」に記載しておりますとおり、学校事務アシスタントといたします。今回の一部改正によりまして、4月1日から学校事務アシスタントの名称により職が設置されることとなります。

1ページには、改正の条文、2ページには、新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

平川教育長： 続いて、第1号議案の2について、山本学校経営支援課長、説明をお願いいたします。

山本学校経営支援課長： 続きまして、第1号議案の2、広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

この規則につきましても、3月13日の教育委員会会議におきまして議決いただいたものではございますが、審議の際に委員からいただきました御意見につきまして検討いたしました結果、条文の一部を改正する必要があると判断いたしまして、改めて提案させ

ていただくことといたしました。

資料の2ページの新旧対照表を御覧ください。こちらの改正点は2点ございます。

1点目は、第3条の「委員の任期」でございます。改正前は、第1項の後半に「ただし、再任を妨げない」とありましたが、このただし書によりまして、同一の委員を安易に再任しても構わないとの誤解が生じ、委員が固定化することを避けるため、この部分を削除します。再任を行う場合の考え方につきましては、今後定めます手引等におきまして、各学校に対して丁寧に説明してまいりたいと考えております。

2点目は、第10条の「意見の申出」についてでございます。改正前は、第1項に「協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定により教育委員会に意見を述べようとするときは、校長を経由して行うものとする」とありましたが、校長は学校運営協議会の委員となるよう第2条第2項で定めておりまして、申出の内容の確認等のために校長を経由する必要はないことから、この第1項を削除いたします。これに伴いまして、第10条の見出しを「任用に関する事項」に改めます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： 第1号議案の1と2の説明に対しまして、御意見又は御質問がございましたらお願いいたします。

中村委員： 1の方ですけれども、名称を学校事務アシスタントにすることで分かりやすくなって良いかなと思います。名称はそうなのですが、一つ申し上げておきたいのは、障害者の雇用という趣旨ののっとって採用して、なおかつ、これが学校の業務の効率化につながれば、なお良いと思いますけれども、逆に現場の効率化が阻害されるようなことになってはいけないと少し心配するところもありますので、採用に当たっては大いに気を付けていただきたいなと思います。

大内総務課長： 御指摘のところは大変重要でございまして、総務課でも相談窓口の設置であるとか、あるいは学校における研修等々でそういった状況が起こらないように努めてまいりたいと考えております。

細川委員： 2の方でございますが、再任を妨げないという文言を削除していただき、学校現場には手引等でとのお話もありましたが、再任の年数というのはどれぐらいを想定されているのでしょうか。学校長が代わって、その地域に初めて行かれるような方の場合は、前の方に引き続いて、1年はやっていただきたいということもあるかとは思いますが、大体どれぐらいが限度だと思われるのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 様々なパターンがありまして、一概に何年というのは、なかなか言いづらいところがあるのですが、10名の委員さんがいらっしゃいます。それが10名、毎年毎年全員代わるということはないとは思っています。ただ、ずっと長く委員を続けていただくということは、想定しておりません。また、このコミュニティ・スクールをやる上で、様々な学校の課題というの、年々中身が変わってくると思います。そういった課題に合った人をいかに選んでいただくかということが重要だと思いますので、それは学校、校長にもしっかりと説明して、そういった部分を踏まえて委員の選任をしていただきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

第1号議案の1と2のそれぞれについて採決いたします。

第1号議案-1に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

続いて、第1号議案-2に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

### 第3号議案 広島県天然記念物の指定の解除について

平川教育長： 続いて、第3号議案、広島県天然記念物の指定の解除について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県天然記念物の指定の解除について御提案いたします。お手元の資料と併せて、スクリーンを使って説明させていただきます。

まず、広島県天然記念物について簡単に御説明いたしますと、広島県天然記念物は、動物、植物及び地質鉱物で、学術上価値が高く、本県の自然を代表するものでございます。そのうち、指定に当たっては、植物の場合、こちらにお示しいたしております12の項目に照らして検討がなされておりまして、広島県天然記念物117件のうち67件を占める単独の樹木につきましては、名木、巨樹、老樹などから指定がなされているところでございます。

今回解除をお諮りいたします下草井八幡神社のツガは、三原市大和町下草井、三原市の北部に広がる世羅台地の中にあつた広島県天然記念物でございます。下草井八幡神社は、本県台地地形を特徴付ける、複雑に入り組む小さな谷に囲まれた低い尾根上にあり、本件ツガの木は、その敷地の北端に植えられておりました。こちらが指定当時のツガでございます。平成7年9月21日付けで広島県天然記念物に指定されており、生前は樹高約22メートル、胸高幹囲3.7メートルの巨樹でございました。

ツガは、マツ科の常緑針葉樹で、本県では中国山地西部を中心に、尾根や痩せ地に自生する樹木であります。県内では、神石高原町の県天然記念物の亀山八幡神社のツガ、あるいは、安芸高田市の市天然記念物の横田八幡神社のツガが知られておりますが、巨樹は案外少なく、本件ツガは、樹齢は不明ながら、県内有数の大きさのツガの木と言われていたものでございます。

こちらは、本件ツガの倒壊状況でございます。資料1ページにもございますとおり、本件ツガは県内有数の巨樹でございましたが、この度の平成30年7月6日の豪雨の影響により、根ごと倒壊いたしました。倒壊により、神社の祠に被害がございましたが、人的被害はございませんでした。こちらが倒壊したツガの根回りを撮影した写真でございます。ツガは、土かぶりがあまりない痩せ地に自生する樹木でございますが、御覧のとおり、本件ツガの場合も土かぶりがほとんどない状態で根を浅く張っていたと思われまふ。この度の異常な豪雨により、根回りの土が平常よりも柔らかくなったことが、本件ツガの倒壊の原因と推察されております。

以上御説明いたしましたとおり、本件ツガは、県内有数の巨樹であることを理由に指定されたものであり、倒壊により文化財としての価値が失われたと認められましたので、資料にございますとおり、広島県文化財保護条例第37条第1項の規定により、広島県天然記念物の指定の解除を御提案させていただくところでございます。

なお、本件ツガは、倒壊前の状態に復旧することが難しい上、二次被害のおそれがあったことから、平成30年10月30日に所有者により撤去されております。また、本件解除について、平成31年1月17日付けで広島県文化財保護審議会に諮問し、同日付けで解除もやむなしという旨の答申をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 豪雨災害、本当にやむを得ないことだろうと思います。平成7年に指定されて20年ちよつとなのですけれども、文化財として、地域の人からどのように思われていたかと言いますか、文化財として、この巨木が果たしていた役割があれば教えていただきたいと思ひます。

白井文化財課長： 指定に当たって、地元の方からも申請を受けているわけでございますが、地元にとつてもこの木は地域を代表する木であつたということで、今回大変残念であるという感想を頂いているところでございます。

中村委員： 私も誠に残念かつ致し方ないと思ひのですが、先ほどの課長の御説明では、神社に植えられていたということだつたと思ひのですが、これは天然の木なのでしょうか、それとも、実際に植えられたものなのでしょうかということと、樹齢が大体どのぐらい

かということがお分かりになれば教えていただきたい。

白井文化財課長： まず、自生か植栽かという点につきましては、指定当時から、この木は植栽、植えられたものである可能性の方が高いということでございます。ツガの木は、先ほど申しました中国山地西部では、比較的山の高いところで生えておりますが、県東部ではあまり見ることができない木ですので、植えられたものだと推測されております。それから、もう1点、樹齢でございます。樹齢は、現在のところ、全く分からないということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案の賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。  
以上で本件の審議を終わります。  
続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:18)

#### 【非公開審議】

#### 第4号議案 平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

#### 第2号議案 教職員人事について

小学校教諭の交通事故に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(13:54)